

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例措置の拡充	
2	要望の内容	<p>全国的に航空機燃料税の税率が軽減された場合においても、沖縄路線（沖縄島—本土）に係る現行の優遇措置の政策効果を維持するため、沖縄路線に係る航空機燃料税の軽減措置を、現行の 13,000 円/1kl から、7,500 円/1kl に拡充する。</p> <p>※航空機燃料譲与税については、自治体による空港対策に充てられることから、これを除く、1/2 相当の軽減を要望。</p> <p>【参考】本則の軽減要望 (現行) 26,000 円/1kl → 15,000 円/1kl</p>	
3	担当部局	内閣府政策統括官（沖縄政策担当）付企画担当参事官室 産業振興担当参事官室	
4	評価実施時期	未定	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成 9 年度：制度創設（本則の 3/5 に軽減）</p> <p>平成 11 年度：拡充（本則の 1/2 に軽減）</p> <p>平成 14 年度：5 年間の延長（平成 18 年度末まで）</p> <p>平成 19 年度：5 年間の延長（平成 24 年度末まで）</p> <p>平成 22 年度：拡充（貨物機を対象に追加）</p>	
6	適用又は延長期間	現行の沖縄振興特別措置法等に基づき、軽減措置を実施する期間（平成 24 年 3 月 31 日）	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>沖縄の自立的発展に資するため、沖縄振興計画上の重要な施策である観光の振興や国際物流拠点の形成に向け、航空機に対する航空機燃料税に係る軽減措置を創設することにより、本土からの観光客の安定的な確保及び国際物流拠点としての那覇空港の国際競争力の向上を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）</p> <p>沖縄振興計画（平成 14 年 7 月 10 日内閣総理大臣決定）</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	「沖縄政策」－ 「沖縄政策の推進」－ 「沖縄における産業振興」

	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ・ 入域観光客数、観光収入、観光客一人当たりの県内消費額の増加 ・ 那覇空港の国際貨物取扱量 40万トン/年
		《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 入域観光客数、観光収入、観光客一人当たりの県内消費額、那覇空港の国際貨物取扱量
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 観光振興、国際物流拠点の形成は、沖縄振興における重要分野であることから、入域観光客数、那覇空港における国際貨物の取扱量等の増加は、政策目的の達成に寄与するもの。
8 有効性等	① 適用数等	沖縄路線を就航するすべての航空機に適用。
	② 減収額	那覇空港における航空機燃料税の軽減額 平成 20 年：9,455 百万円 19 年：9,625 百万円 18 年：9,535 百万円 17 年：8,849 百万円 17 年：8,442 百万円
	③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成 18 年～21 年） 空港使用料（本土の空港及び那覇空港における着陸料・航行援助施設利用料）の軽減など他の支援措置とあいまって、沖縄路線（沖縄島ー本土）に係る航空運賃の低廉化が図られ、本土からの観光客の安定的な確保に寄与している。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成 18 年～21 年） ・ 入域観光客数：564 万人（18 年）→565 万人（21 年） ・ 観光客一人当たりの県内消費額：72,797 円（18 年）→69,094 円（21 年） ・ 観光収入：4,104 億円（18 年度）→3,904 億円（21 年） 平成 20 年には入域観光客数は、605 万人と過去最高を記録。その後、世界同時不況の影響により落ち込みをみせたものの、本年 7 月まで 6 か月連続して前年同月実績を上回っており、回復傾向にある。 本措置が、沖縄地域の経済活性化の促進に一定の効果を発揮している。 なお、貨物便への適用は、平成 22 年度税制改正により措置。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成 18 年～21 年） 入域観光客数の減少、国際貨物取扱量の減少（貨物便への適用は、平成 22 年度税制改正により措置）

			《税込減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成18年～21年） 航空運賃の低廉化を通じて、入域観光客数、国際貨物取扱量の安定的確保（貨物便への適用は、平成22年度税制改正により措置）
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本土からの遠隔地にあるという地理的事情に鑑み、航空機燃料税の軽減は、政策目的の実現に効果的な手段。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		なし
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		未実施